

# 2026年10月入学生向け 入学金・授業料納入猶予のご案内

※こちらは新入学生に向けた案内です。在学生は別途お知らせします。

## 入学金・授業料納入猶予とは

「高等教育の修学支援新制度の授業料等減免と給付型奨学金」とはご家庭の教育費負担軽減を目的として、授業料の一部を国が負担するものです。(文部科学省案内HP:<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>)

本学では、その中の「授業料等減免」について、申込資格を満たしている方で指定する期日までに申請があった場合、通信制大学における最大の入学金・授業料減免見込み額の納入を入学手続き時には猶予し、入学後に授業料等減免額確定後、納入猶予額に差額が発生した場合のみ、後から差額分を請求する対応を行っています(以下、「納入猶予」と表記)。

### ▼納入猶予利用時の請求金額

納入費用	入学金	授業料	合計
請求額	36,000円	380,000円	416,000円
納入猶予額	30,000円	130,000円	160,000円
納入猶予後 入学手続き時請求金額	6,000円	250,000円	256,000円

※その他の免除制度により、請求額が変わる場合はこの限りではありません。

### ▼納入猶予利用時の出願～入学後の授業料納入の流れ

		入学前		入学後	
		出願手続き	入学手続き	10月中	11月～2月
納入猶予 利用なし			初年度請求額 416,000円を納入	※1 高等教育の修学支援新 制度を希望する場合 は申し込み可能	
納入猶予 利用あり	納入猶予 申し込み		納入猶予後請求額 256,000円を納入	高等教育の修学支援新制度 をJASSOに申し込み必須	JASSOにて年間減免額確定 納入猶予額と年間授業料等減免額の 差額分を納入(差額が発生しない場 合は差額分請求なし)

※1 納入猶予に申請しなかった場合でも、入学後に高等教育の修学支援新制度の授業料等減免を申請可能です。  
その結果入学金・授業料減免対象となった場合は減免額を入学後に還付します。

## 申し込み資格を有する方

納入猶予の申し込み資格を有する方は以下の通りです。※1～3すべてに当てはまる方のみ対象

1	ZEN大学に2026年10月以降に入学し、出願手続き中に納入猶予の申請手続きを行った方
2	入学時点で高等学校を卒業もしくは高等学校卒業程度認定試験(高卒認定)合格者となった年度の末日から2年以内の方(例:2026年4月入学であれば、2023年度(2024年3月卒業・合格)以降が対象) ※WEB出願時にご登録いただいた出身校情報で確認します。万一、結果通知後に出身校情報の相違が発覚した場合は、審査結果が変わる場合があります。入力間違いがないようにしてください。
3	高等教育の修学支援新制度の予約採用が完了している、または入学後に大学の定める期日までに高等教育の修学支援新制度申請手続きを対応頂ける方

## 申し込み申請スケジュール・方法

申請スケジュール	申請方法
<p>納入猶予申し込み申請は各出願期の出願期間中に行ってください。出願期間を過ぎてお申込みいただいた場合は納入猶予を受けることはできません。</p> <p>2026年10月入学生 出願スケジュール ▶</p> <p><a href="https://zen.ac.jp/admission">https://zen.ac.jp/admission</a></p> 	<p>納入猶予希望者は<b>出願完了後</b>に以下フォームより志願者本人が申し込みを行ってください。 結果は志願者のZENID登録アドレスに、申込みから1週間程度を目安にご連絡します。</p> <p>納入猶予の申し込みフォーム ▶</p> <p><a href="https://forms.gle/daAV2mxVo83Lb5vo8">https://forms.gle/daAV2mxVo83Lb5vo8</a></p> 

## 入学後に行う手続き

納入猶予の対象となった場合は、「高等教育の修学支援新制度の授業料等減免」を受ける為に、給付型奨学金（多子世帯の支援含む）申請を「日本学生支援機構（JASSO）」へ行う必要があります。給付型奨学金の対象となることで授業料等減免も受けることができます。


「日本学生支援機構（JASSO）」への申請手続きに関するご案内は入学日以降に行います。

案内があり次第、**1ヵ月以内に必ず手続きを行ってください。**

この手続きを行わなかった場合・申請しても不採用となった場合は、猶予していた金額を全額請求します。また、給付型奨学金の対象となった場合でも、支給が決まった支援区分によっては差額分の納入が必要な場合があります。（詳細は次ページ【入学後に差額請求が発生する場合】をご確認ください）

### ▼給付型奨学金の審査基準

給付型奨学金(多子世帯の支援含む)の審査は日本学生支援機構(JASSO)が行います。審査基準は①学力基準 ②家計(収入・資産)基準の2つの基準で審査されます。審査基準の詳細は以下の日本学生支援機構(JASSO)案内サイトをご確認ください。

①学力基準案内サイト	②家計(収入・資産)基準案内サイト
 <p><a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/index.html</a></p>	 <p><a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html</a></p>

### ▼お問い合わせ先

納入猶予に関するお問い合わせは以下よりお願いします。

- 出願前の方：support-gr@zen.ac.jp
- 出願後の方：志願者マイページの問い合わせフォームよりお問い合わせください。

## 入学後に差額請求が発生する場合

給付型奨学金は支援区分がⅠ～Ⅳ区分に分かれており、対象となった支援区分によって授業料等減免額が変わります。

支援区分決定後、授業料等減免額が納入猶予した金額より少なくなった場合は、差額分を入学後に請求します。

### ▼私立大学の通信課程における授業料等減免額

支援区分	条件等 (年収目安)	入学金 減免額	前期授業料 減免額	後期授業料 減免額	合計 授業料・入学金 減免額 (①)	ZEN大学 正規学費	ZEN大学 納入猶予 (②)	入学時 支払額	納入が必要な 差額 (②-①)
第Ⅰ	非課税 (～270万)	30,000	65,000	65,000	160,000	416,000	160,000	256,000	0
第Ⅱ	準非課税 (270～300万)	20,000	43,350	43,350	106,700	416,000	160,000	256,000	53,300
第Ⅲ	準非課税 (300～380万)	10,000	21,700	21,700	53,400	416,000	160,000	256,000	106,600
第Ⅳ	私学理工農 (380～600万)	0	0	0	0	416,000	160,000	256,000	160,000
多子世帯		30,000	65,000	65,000	160,000	416,000	160,000	256,000	0

※支援区分は本学ではわかりかねます。

※本学での学修ができず、奨学生資格が廃止となった場合は減免もなくなります

### ▼差額分請求のイメージ(支援区分が第Ⅲ区分の場合)

1. 納入猶予額  
160,000円

2. 支援区分が第Ⅲ区分の場合、  
年間減免額 53,400円

1から2を差し引いた差額  
分106,600円を請求

## 納入猶予を申し込む際の注意点

### ▼入学後の手続きについて

▼必ず指定された期日までに日本学生支援機構(JASSO)への申請手続きを行ってください。

▼申請手続きをしなかった場合や、審査の結果不採用になった場合は、納入猶予額全額を後日改めて請求します。

▼入学後の手続きの案内は入学後に利用できるZEN Portalというポータルサイトより、学生のみに行います。  
入学後は毎日ZEN Portalを確認してください。

### ▼差額の納入について

▼給付型奨学金の支援区分は前期・後期で変わる場合があります。差額は最終結果が出てから対象者のみにご案内します。

▼最終的に決定した減免額と、最初に猶予された金額に差額が生じた場合、指定された期日までにその差額を納入してください。

▼指定期日までに差額の納入が行われず、学費完納が確認できない場合は、履修・修得単位取り消し、除籍となる場合があります。

### ▼その他の注意点

▼入学後の学業成績や家庭の状況によって、給付型奨学金・授業料等減免の給付が停止、減額されることがあります。

▼給付型奨学金の振込先は学生本人名義の口座のみです。入学までに口座を準備しておいてください。

▼「大学独自の奨学金」と「高等教育の修学支援新制度の授業料等減免」は併用できませんが、並行して申し込みは可能です。両方採用された際は、「大学独自の奨学金」を優先採用とします。なお、給付型奨学金は併用可能です。

▼給付型奨学金の支援区分が【第Ⅳ区分(理工農対象)】と判定された場合、本学では給付・減免の対象になりません。

▼政府の方針により制度の内容が変わる可能性があります。